

第12 気象予警報、地震・津波に関する情報の種類及び発表基準

1 気象注意報の種類及び発表基準

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

注意報の種類		概要及び発表基準
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には別表3のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には別表4のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが北部山地25cm、北部平地・高梁市・吉備中央町10cm、南部（高梁市・吉備中央町除く）5cm以上になると予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表5の条件に該当すると予想される場合である。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が12℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合 ※気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上で、気温が-1℃から3℃になると予想される場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が2℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、次の条件に該当する場合である。 岡山地方気象台において最低気温が-3℃以下になると予想される場合

2 気象警報の種類及び発表基準

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

警報の種類		概要及び発表基準
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表1のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として上げられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には別表2のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが北部山地45cm、北部平地・高梁市・吉備中央町25cm、南部（高梁市・吉備中央町除く）10cm以上になると予想される場合
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には別表5の条件に該当すると予想される場合である。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

3 気象特別警報の種類及び発表基準

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断をします。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(別表1)大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
岡山地域	岡山市	14	110
	玉野市	14	111
	瀬戸内市	14	116
	吉備中央町	12	115
東備地域	備前市	16	146
	赤磐市	15	143
	和気町	12	144
倉敷地域	倉敷市	16	107
	総社市	14	108
	早島町	13	116
井笠地域	笠岡市	13	100
	井原市	11	125
	浅口市	14	123
	里庄町	10	126
	矢掛町	10	123
高梁地域	高梁市	11	126
新見地域	新見市	13	115
真庭地域	真庭市	10	153
	新庄村	12	159
津山地域	津山市	12	136
	鏡野町	14	144
	久米南町	12	132
	美咲町	9	134
勝英地域	美作市	11	148
	勝央町	11	149
	奈義町	10	151
	西粟倉村	10	162

(別表2)洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
岡山地域	岡山市	倉安川流域=5.1, 砂川(東区)流域=17.3, 宇甘川流域=20.9, 倉敷川流域=16.4, 砂川(北区)流域=9.4	旭川流域=(8, 30), 百間川流域=(8, 3.1), 倉安川流域=(12, 3.7), 砂川(東区)流域=(8, 15.5), 宇甘川流域=(8, 20.5), 笹ヶ瀬川流域=(8, 19.9), 足守川流域=(8, 16.1)	旭川[下牧・三野・相生橋], 百間川[原尾島橋], 吉井川[津瀬・御休], 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川[笹ヶ瀬・甫崎], 旭川水系旭川中流部[福渡・金川(県)]
	玉野市	宇藤木川流域=4.5	宇藤木川流域=(7, 3.9)	—
	瀬戸内市	干田川流域=7.8	干田川流域=(7, 7.1)	吉井川[御休]
	吉備中央町	宇甘川流域=18.6, 豊岡川流域=8.8	宇甘川流域=(5, 16.7), 豊岡川流域=(5, 7.9)	—
東備地域	備前市	金剛川流域=15.7, 八塔寺川流域=15.8, 伊里川流域=8.8	金剛川流域=(5, 13.5), 八塔寺川流域=(11, 13.7), 伊里川流域=(13, 7.9)	吉井川[御休]
	赤磐市	砂川流域=14.9	吉井川流域=(7, 42.4), 砂川流域=(7, 13.4)	吉井川[津瀬]
	和気町	八塔寺川流域=15.8	吉井川流域=(5, 47.7), 金剛川流域=(7, 20.6)	吉井川[津瀬], 金剛川[尺所]
倉敷地域	倉敷市	倉敷川流域=4.4, 里見川流域=13.4, 足守川流域=18.4	高梁川流域=(8, 77.7), 小田川流域=(9, 28.1), 倉敷川流域=(8, 3.9), 里見川流域=(8, 9.7)	高梁川[日羽・船穂], 小田川[矢掛], 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川[笹ヶ瀬・甫崎]
	総社市	横谷川流域=13	高梁川流域=(10, 38.7)	高梁川[日羽・船穂]
	早島町	汐入川流域=3.7	—	—
井笠地域	笠岡市	小田川流域=28.2	—	—
	井原市	小田川流域=26.7	小田川流域=(5, 18.6)	—
	浅口市	里見川流域=11.2	里見川流域=(6, 10.6)	—
	里庄町	里見川流域=4.6	—	—
	矢掛町	小田川流域=33.5	小田川流域=(5, 30.2)	—
高梁地域	高梁市	高梁川流域=53.6, 成羽川流域=44.6	成羽川流域=(5, 40.1)	—
新見地域	新見市	高梁川流域=19.7, 小坂部川流域=21.4, 西川流域=21.2	高梁川流域=(8, 18.9), 小坂部川流域=(6, 19.2), 西川流域=(6, 19)	—
真庭地域	真庭市	旭川流域=34.3, 備中川流域=17.7, 月田川流域=15.3	旭川流域=(5, 34), 備中川流域=(5, 15.9)	—
	新庄村	新庄川流域=15.7	—	—
津山地域	津山市	吉井川流域=44.8, 加茂川流域=30.5, 宮川流域=13.8, 倭文川流域=10.4	吉井川流域=(7, 39.3), 加茂川流域=(9, 29.7)	—
	鏡野町	吉井川流域=32.9, 香々美川流域=14.7	吉井川流域=(8, 29.6), 香々美川流域=(8, 13.2)	—
	久米南町	誕生寺川流域=14	誕生寺川流域=(7, 12.6)	—
	美咲町	吉井川流域=55.3, 吉野川流域=38.4, 甲和気川流域=5.6, 旭川流域=54.6	吉井川流域=(5, 54.2), 吉野川流域=(5, 34), 甲和気川流域=(5, 5.1)	—
勝英地域	美作市	吉野川流域=24.3, 梶並川流域=20.2, 滝川流域=15.2, 山家川流域=11	吉野川流域=(10, 21.5), 梶並川流域=(9, 18.1), 山家川流域=(8, 9.9)	—
	勝央町	滝川流域=12.7	滝川流域=(5, 10.4)	—
	奈義町	滝川流域=10.2	—	—
	西粟倉村	吉野川流域=15.8	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
岡山地域	岡山市	10	75
	玉野市	9	76
	瀬戸内市	9	80
	吉備中央町	7	79
東備地域	備前市	7	100
	赤磐市	9	98
	和気町	9	99
倉敷地域	倉敷市	10	84
	総社市	10	85
	早島町	10	91
井笠地域	笠岡市	8	79
	井原市	7	98
	浅口市	8	97
	里庄町	6	99
	矢掛町	6	97
高梁地域	高梁市	6	99
新見地域	新見市	8	90
真庭地域	真庭市	6	105
	新庄村	8	109
津山地域	津山市	9	93
	鏡野町	10	99
	久米南町	9	91
	美咲町	6	92
勝英地域	美作市	6	102
	勝央町	7	102
	奈義町	7	104
	西粟倉村	6	111

(別表4)洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
岡山地域	岡山市	倉安川流域=4.1, 砂川(東区)流域=13.8, 宇甘川流域=16.7, 倉敷川流域=13.1, 砂川(北区)流域=7.5	吉井川流域=(5, 61), 旭川流域=(5, 27), 百間川流域=(7, 2.7), 倉安川流域=(8, 3.2), 砂川(東区)流域=(5, 8.8), 宇甘川流域=(8, 16.7), 笹ヶ瀬川流域=(5, 17.4), 足守川流域=(7, 14.3)	旭川[下牧・三野・相生橋], 百間川[原尾島橋], 吉井川[津瀬・御休], 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川[笹ヶ瀬・甫崎], 旭川水系旭川中流部[福渡・金川(県)]
	玉野市	宇藤木川流域=3.6	宇藤木川流域=(7, 2.8)	—
	瀬戸内市	千田川流域=6.2	千田川流域=(7, 5)	吉井川[御休]
	吉備中央町	宇甘川流域=14.8, 豊岡川流域=7	宇甘川流域=(5, 11.8), 豊岡川流域=(5, 5.6)	—
東備地域	備前市	金剛川流域=12.5, 八塔寺川流域=12.6, 伊里川流域=7	金剛川流域=(5, 10), 八塔寺川流域=(5, 12.3), 伊里川流域=(5, 7)	吉井川[御休]
	赤磐市	砂川流域=11.9	吉井川流域=(7, 38.2), 砂川流域=(7, 10.1)	吉井川[津瀬]
	和気町	八塔寺川流域=12.6	吉井川流域=(5, 42.9), 金剛川流域=(5, 18.5)	吉井川[津瀬], 金剛川[尺所]
倉敷地域	倉敷市	倉敷川流域=3.5, 里見川流域=10.7, 足守川流域=14.7	高梁川流域=(7, 69.9), 小田川流域=(9, 25.2), 倉敷川流域=(5, 3.4), 里見川流域=(7, 7.3)	高梁川[日羽・船穂], 小田川[矢掛]
	総社市	横谷川流域=10.4	高梁川流域=(5, 34.8), 横谷川流域=(5, 10.4)	高梁川[日羽・船穂]
	早島町	汐入川流域=3	汐入川流域=(5, 2.9)	—
井笠地域	笠岡市	小田川流域=22.5	—	—
	井原市	小田川流域=21.3	小田川流域=(5, 16.7)	—
	浅口市	里見川流域=8.9	里見川流域=(5, 8.6)	—
	里庄町	里見川流域=3.6	里見川流域=(5, 3.5)	—
	矢掛町	小田川流域=26.8	小田川流域=(5, 21.4)	—
高梁地域	高梁市	高梁川流域=42.8, 成羽川流域=35.6	成羽川流域=(5, 25.6)	—
新見地域	新見市	高梁川流域=15.7, 小坂部川流域=17.1, 西川流域=16.9	高梁川流域=(7, 15.7), 小坂部川流域=(6, 13.7), 西川流域=(6, 16.9)	—
真庭地域	真庭市	旭川流域=17.2, 備中川流域=14.1, 月田川流域=12.2	旭川流域=(5, 17.2), 備中川流域=(5, 14.1)	—
	新庄村	新庄川流域=12.5	新庄川流域=(6, 10)	—
津山地域	津山市	吉井川流域=35.8, 加茂川流域=24.4, 宮川流域=8, 倭文川流域=8.3	吉井川流域=(7, 26.7), 加茂川流域=(7, 19.5), 宮川流域=(7, 6.4)	—
	鏡野町	吉井川流域=26.3, 香々美川流域=11.7	吉井川流域=(8, 26), 香々美川流域=(8, 9.4)	—
	久米南町	誕生寺川流域=11.2	誕生寺川流域=(5, 9.4)	—
	美咲町	吉井川流域=44.2, 吉野川流域=30.7, 甲和気川流域=4.4, 旭川流域=43.6	吉井川流域=(5, 35.4), 吉野川流域=(5, 24.6), 甲和気川流域=(5, 3.5)	—
勝英地域	美作市	吉野川流域=19.4, 梶並川流域=15, 滝川流域=12.1, 山家川流域=8.8	吉野川流域=(5, 15.5), 梶並川流域=(6, 10.5), 山家川流域=(6, 8.8)	—
	勝央町	滝川流域=10.1	滝川流域=(5, 9.4)	—
	奈義町	滝川流域=8.1	滝川流域=(6, 6.5)	—
	西粟倉村	吉野川流域=12.6	吉野川流域=(5, 12.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表 5 高潮警報・注意報基準

平成26年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
岡山地域	岡山市	2.0m	1.7m
	玉野市	1.9m	1.6m
	瀬戸内市	1.8m	1.4m
	吉備中央町	—	—
東備地域	備前市	1.6m	1.3m
	赤磐市	—	—
	和気町	—	—
倉敷地域	倉敷市	(東部) 2.2m	1.8m
		(西部) 2.6m	2.2m
	総社市	—	—
	早島町	—	—
井笠地域	笠岡市	3.1m	2.4m
	井原市	—	—
	浅口市	3.2m	2.4m
	里庄町	—	—
	矢掛町	—	—
高梁地域	高梁市	—	—
新見地域	新見市	—	—
真庭地域	真庭市	—	—
	新庄村	—	—
津山地域	津山市	—	—
	鏡野町	—	—
	久米南町	—	—
	美咲町	—	—
勝英地域	美作市	—	—
	勝央町	—	—
	奈義町	—	—
	西粟倉村	—	—

【別表 5 の解説】

1. 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
2. 基準が設定されていない市町村については、その欄を「—」で示す。

4 地震・津波に関する警報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

○津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【津波警報等の留意事項等】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

○津波予報区

日本の沿岸は66の予報区に分けられ、岡山県は全域が一つの予報区であり、予報区名は「岡山県」である。

（２）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

○津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（３）津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

○津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
 - ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
 - ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
 - ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

○沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

【津波情報の留意事項等】

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される

津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（４）緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上、または長周期地震動階級4以上のものを、特別警報に位置づけている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

緊急地震速報で用いる区域の名称		
都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町村名
岡山県	岡山県北部	津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
	岡山県南部	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町

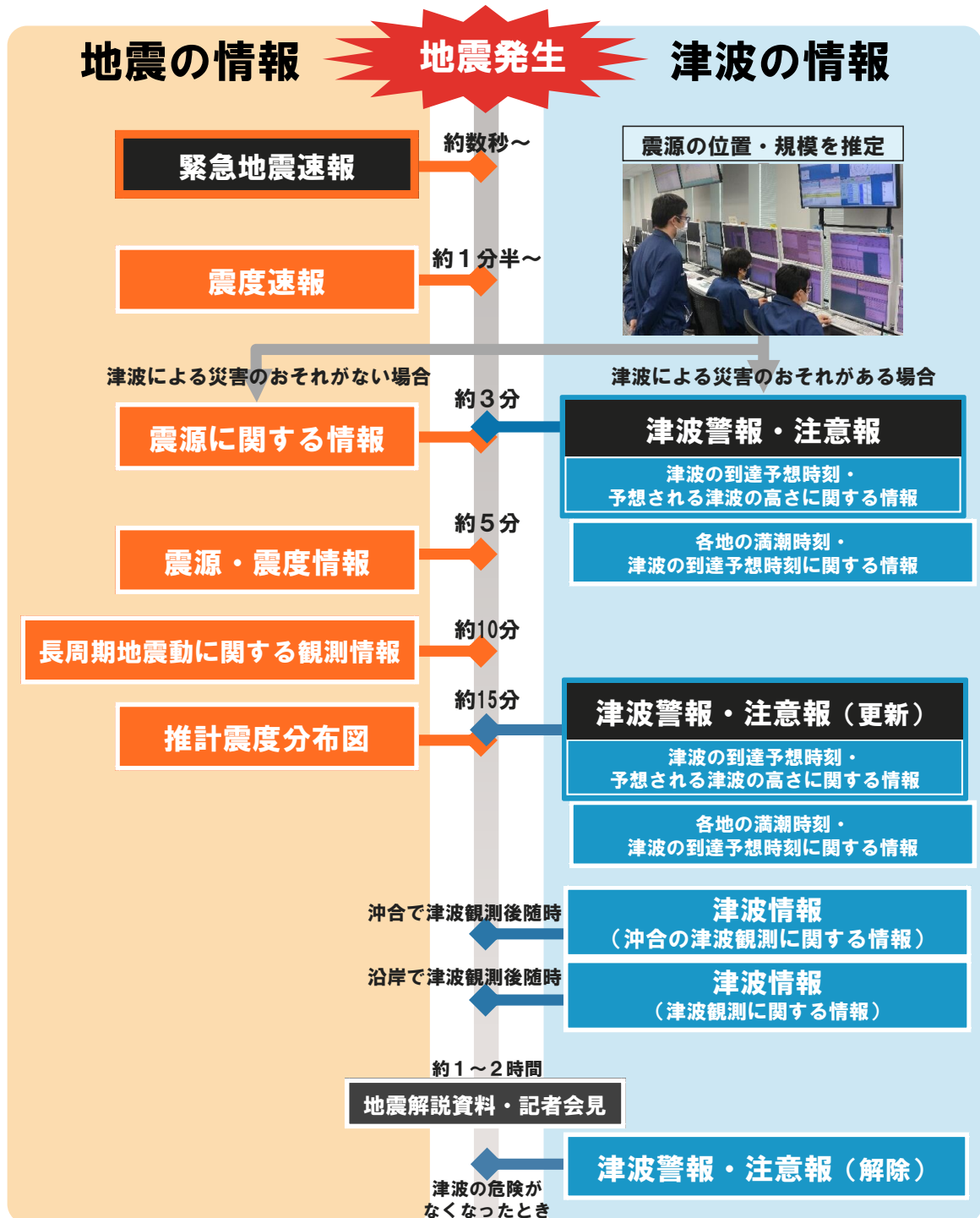
（５）地震情報

○地震情報の種類、発表基準とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報または注意報を 発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	- 震度 1 以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ - マグニチュード 7.0 以上 - 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

○地震情報で用いる岡山県内の地域名、市町村名と震度観点名等一覧表 令和6年1月10日現在

地域名称	情報用市町村名称	情報用市町村名称の読み	震度観測点名名称	震度観測点名称の読み	観測点所在地	所属
岡山県北部	津山市	アヤマシ	津山市林田	アヤマシノダ	津山市林田1763-1（津山特別地域気象観測所）	気象庁
			津山市小中原	アヤマシノカハラ	津山市加茂町大字小中原143	防災科研
			津山市山北	アヤマシヤマキタ	津山市山北520（津山市役所）	都道府県
			津山市新野東	アヤマシニノハシ	津山市新野東567（勝北支所）	都道府県
			津山市中北下	アヤマシナカキタノ	津山市中北下1300（久米支所）	都道府県
			津山市阿波	アヤマシアハ	津山市阿波1209-4（阿波支所）	都道府県
			津山市加茂町	アヤマシカモウ	津山市加茂町塔中104（加茂支所）	都道府県
	新見市	ニミシ	新見市新見	ニミシニミ	新見市新見310-3	気象庁
			新見市唐松	ニミシカマツ	新見市唐松2761	防災科研
			新見市神郷下神代	ニミシシノゴ カモコウジノ	新見市神郷下神代3936（神郷支局）	都道府県
			新見市哲多町本郷	ニミシテマチオホノコウ	新見市哲多町本郷246-4（哲多支局）	都道府県
			新見市哲西町矢田	ニミシテマセウタ	新見市哲西町矢田3604（哲西支局）	都道府県
			新見市大佐小飯部	ニミシオオサカハベ	新見市大佐小飯部1469番地1（大佐支局）	都道府県
			新見市千屋実	ニミシチサキ	新見市千屋実1435-7（新見市千屋市民センター）	都道府県
	新庄村	シンジ ヨウソウ	新庄村役場	シンジ ヨウソウカハ	真庭郡新庄村2008-1（新庄村役場）	都道府県
			鏡野町井坂	カハ ミノボウザカ	吉田郡鏡野町井坂495（奥津振興センター）	都道府県
	鏡野町	カハ ミノボウ	鏡野町富西谷	カハ ミノボウタミニシダ ニ	吉田郡鏡野町富西谷125-1（富振興センター）	都道府県
			鏡野町竹田	カハ ミノボウタケダ	吉田郡鏡野町竹田660（鏡野町役場）	都道府県
			鏡野町上齊原	カハ ミノボウカミサハラ	吉田郡鏡野町上齊原514-1（上斎原振興センター）	都道府県
	勝央町	ショウオウチョウ	勝央町勝間田	ショウオウチョウマタ	勝田郡勝央町勝間田201（勝央町役場）	都道府県
	奈義町	ナギ チョウ	奈義町豊沢	ナギ チョウトヨワ	勝田郡奈義町豊沢306-1（奈義町役場）	都道府県
	西栗倉村	ニシアクララン	西栗倉影石	ニシアクラランカハ イシ	英田郡西栗倉村大字影石33（西栗倉村役場）	都道府県
	久米南町	クミナミチョウ	久米南町下弓削	クミナミチョウカミコウ	久米郡久米南町下弓削515番地1(久米南町保健福祉センター)	都道府県
	岡山美咲町	オカヤマミサキチョウ	岡山美咲町原田	オカヤマミサキチョウハラ	久米郡美咲町原田1735（美咲町役場）	都道府県
			岡山美咲町西川	オカヤマミサキチョウニシガハ	久米郡美咲町西川1001-5（旭総合支所）	都道府県
			岡山美咲町久木	オカヤマミサキチョウキウキ	久米郡美咲町久木200-8（榑原総合支所）	都道府県
	真庭市	マナリン	真庭市下方	マナリンカハ タ	真庭市下方625-23	防災科研
			真庭市永津	マナリンタマ	真庭市永津169-1（湯原体育館）	防災科研
			真庭市下皆部	マナリンカミサハ	真庭市下皆部248（北房支局）	都道府県
			真庭市勝山	マナリンカサヤマ	真庭市勝山53-1（真庭市立中央図書館）	都道府県
			真庭市豊栄	マナリントヨサカ	真庭市豊栄1515（湯原支局）	都道府県
			真庭市藤山下和	マナリンカミ ノンカミ	真庭市藤山下和1802（中和出張所）	都道府県
			真庭市藤山下福田	マナリンカミ ノンカミフタ	真庭市藤山下福田305（藤山振興局）	都道府県
			真庭市美甘	マナリンミカミ	真庭市美甘4134（美甘支局）	都道府県
			真庭市藤山上福田	マナリンカミ ノンカミフタ	真庭市藤山上福田425（川上出張所）	都道府県
			真庭市久世	マナリンキセ	真庭市久世2927-2（真庭市役所）	都道府県
			真庭市落合垂水	マナリンオチアイノミヅ	真庭市落合垂水618（落合地域総合センター）	都道府県
	美作市	ミササキ	美作市尾谷	ミササキオヒ	美作市尾谷1770	気象庁
			美作市真加部	ミササキマカハ	美作市真加部1616（勝田総合支所）	都道府県
			美作市古町	ミササキコウマチ	美作市古町1709（大原総合支所）	都道府県
			美作市栄町	ミササキサカエチ	美作市栄町38-2（美作市役所）	都道府県
			美作市福本	ミササキフクモト	美作市福本810-2（英田総合支所）	都道府県
			美作市江見	ミササキエミ	美作市江見945（作東総合支所）	都道府県
			美作市太田	ミササキオオタ	美作市太田152-1（東栗倉総合支所）	都道府県
岡山県南部	倉敷市	クラシタシ	倉敷市新田	クラシタシンデン	倉敷市新田2458	気象庁
			倉敷市沖	クラシタシキ	倉敷市沖87-4	防災科研
			倉敷市下津井	クラシタシシタヱ	倉敷市下津井1502-1	防災科研
			倉敷市白楽町	クラシタシハ クロウ	倉敷市白楽町162-5（倉敷市消防局）	都道府県
			倉敷市真備町	クラシタシマキ トウ	倉敷市真備町前田1141-1（真備支所）	都道府県
			倉敷市児島小川町	クラシタシコノハナ チョウ	倉敷市児島小川町3681-3（児島支所）	都道府県
			倉敷市水島北幸町	クラシタシミヅ ノミナミキチウイチョウ	倉敷市水島北幸町103（水島北幸町第1公園）	都道府県
			倉敷市玉島阿賀崎	クラシタシタマシマカハ サキ	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1（玉島支所）	都道府県
			倉敷市船穂町	クラシタシフナホウ	倉敷市船穂町船穂1697(船穂公民館)	都道府県
	玉野市	タマノ	玉野市田井	タマノイ	玉野市田井2-4502（玉野市消防庁舎・防災センター）	都道府県
			笠岡市殿川	カサガハノカハ	笠岡市笠岡1769-2	防災科研
	笠岡市	カサガハシ	笠岡市笠岡	カサガハカサガハ	笠岡市中央町1-1（笠岡市役所）	都道府県
	井原市	イハ ラシ	井原市井原町	イハ ラシイハ チョウ	井原市井原町311-1（井原市役所）	都道府県
			井原市美星町	イハ ラシヒ メイホウ	井原市美星町三山1055（美星支所）	都道府県
			井原市芳井町	イハ ラシホウイ	井原市芳井町吉井253-1（芳井支所）	都道府県
	総社市	ソウジ ヲシ	総社市地頭片山	ソウジ ヲウジ トウカサヤマ	総社市地頭片山17-1（山手支所）	都道府県
			総社市清音軒部	ソウジ ヲキヨノケンベ	総社市清音軒部1135（清音支所）	都道府県
			総社市小寺	ソウジ ヲコウジラ	総社市小寺377（総社市消防本部）	都道府県
	高梁市	カハシシ	高梁市原田南町	カハシシハラナミチョウ	高梁市原田南町970-1	防災科研
			高梁市備中町	カハシシビチョウチョウ	高梁市備中町市賀29-2（備中地域局）	都道府県
			高梁市有漢町	カハシシウカンチョウ	高梁市有漢町有漢3387（高梁市有漢地域局）	都道府県
			高梁市松原通	カハシシマツハラ トウ チ	高梁市松原通2043（高梁市役所）	都道府県
			高梁市成羽町	カハシシナリワチョウ	高梁市成羽町原606（成羽複合施設）	都道府県
			高梁市川上町	カハシシカハカミチョウ	高梁市川上町地頭1822(高梁市川上総合学習センター)	都道府県
	備前市	ビ ェ ンシ	備前市伊部	ビ ェ ンシイノベ	備前市伊部974-13	気象庁
			備前市福田	ビ ェ ンシフタダ	備前市福田620-1	防災科研
			備前市日生町	ビ ェ ンシヒナチ	備前市日生町日生630（日生総合支所）	都道府県
			備前市吉永町	ビ ェ ンシヨシナガ チョウ	備前市吉永町吉永中878（吉永総合支所）	都道府県
			備前市東片上	ビ ェ ンシヒガシノカタミ	備前市東片上126（備前市役所）	都道府県
			和気町尺所	ワキチョウヤツク	和気郡和気町尺所555（和気町役場）	都道府県
			和気町矢田	ワキチョウヤタ	和気郡和気町矢田305（和気町役場佐伯庁舎）	都道府県
	早島町	ハヤシマチョウ	早島町前潟	ハヤシマチョウマサハ タ	都窪郡早島町前潟360-1（早島町役場）	都道府県
	里庄町	サシヨウチョウ	里庄町里見	サシヨウチョウサミ	浅口郡里庄町里見1107-2（里庄町役場）	都道府県
	矢掛町	ヤカゲ チョウ	矢掛町矢掛	ヤカゲ チョウヤカゲ	小田郡矢掛町矢掛3018（矢掛町役場）	都道府県
	吉備中央町	キヒ チョウカチョウ	吉備中央町下加茂	キヒ チョウカチョウカモノ	加賀郡吉備中央町下加茂1073-1（吉備中央町役場加茂川庁舎）	都道府県
			吉備中央町豊野	キヒ チョウカチョウトヨノ	加賀郡吉備中央町豊野1-2（吉備中央町役場賀陽庁舎）	都道府県
			瀬戸内市牛窓町	セトウチノマド チョウ	瀬戸内市牛窓町牛窓4911（牛窓支所）	都道府県
	瀬戸内市	セトウチ	瀬戸内市邑久町	セトウチオウチユ	瀬戸内市邑久町尾張300-1（瀬戸内市役所）	都道府県
			瀬戸内市長船町	セトウチオサナフチョウ	瀬戸内市長船町土師288-1（長船支所）	都道府県
			赤磐市上市	アカイシカミチ	赤磐市上市123（山陽小学校）	気象庁
	赤磐市	アカイシ	赤磐市町刈田	アカイシマキカダ	赤磐市町刈田516（赤坂支所）	都道府県
			赤磐市松木	アカイシマキキ	赤磐市松木623（熊山支所）	都道府県
			赤磐市周臣	アカイシヌシ	赤磐市周臣136（吉井支所）	都道府県
	浅口市	アサカシ	浅口市天草公園	アサカシアマクサウエン	浅口市鴨方町鴨方2244-6	気象庁
			浅口市寄島町	アサカシカヨシマチョウ	浅口市寄島町16010（寄島総合支所）	都道府県
			浅口市鴨方町	アサカシカハチ チョウ	浅口市鴨方町六条院中3050（浅口市役所）	都道府県
			浅口市金光町	アサカシコンゴウチョウ	浅口市金光町占見新田751(金光総合支所)	都道府県
			岡山北区桑田町	オカヤマキタサウダ チョウ	岡山市北区桑田町1-36（岡山地方気象台）	気象庁
岡山北区	オカヤマキタ		岡山北区足守	オカヤマキタアソミ	岡山市北区足守718（足守公民館）	気象庁
			岡山北区新屋敷	オカヤマキタシンヤキ	岡山市北区新屋敷2-42	防災科研
			岡山北区大供	オカヤマキタダイ キ	岡山市北区大供1-1-1（岡山市役所）	都道府県
			岡山北区御津金川	オカヤマキタミナトカハガハ	岡山市北区御津金川1020（御津支所）	都道府県
			岡山北区建部町	オカヤマキタタテベ チョウ	岡山市北区建部町福渡489（建部支所）	都道府県
			岡山中区浜	オカヤマキタハマ	岡山市中区浜3-7-15（岡山市中区役所）	都道府県
			岡山東区瀬戸町	オカヤマキタ シノベチョウ	岡山市東区瀬戸町瀬戸45（瀬戸支所）	都道府県
			岡山東区西大寺南	オカヤマキタ シンダイ ナミ	岡山市東区西大寺南1-2-4（東区役所敷地内）	都道府県
			岡山南区片岡	オカヤマミナカハカハ	岡山市南区片岡207（瀬崎支所）	都道府県
			岡山南区浦安南町	オカヤマミナカハヤミナミチ	岡山市南区浦安南町640（岡南飛行場）	都道府県

(7) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料（種類、発表基準、内容は下表）。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度 4 以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域

		の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

5 南海トラフ地震関係

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある
---------------	---

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定

誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。